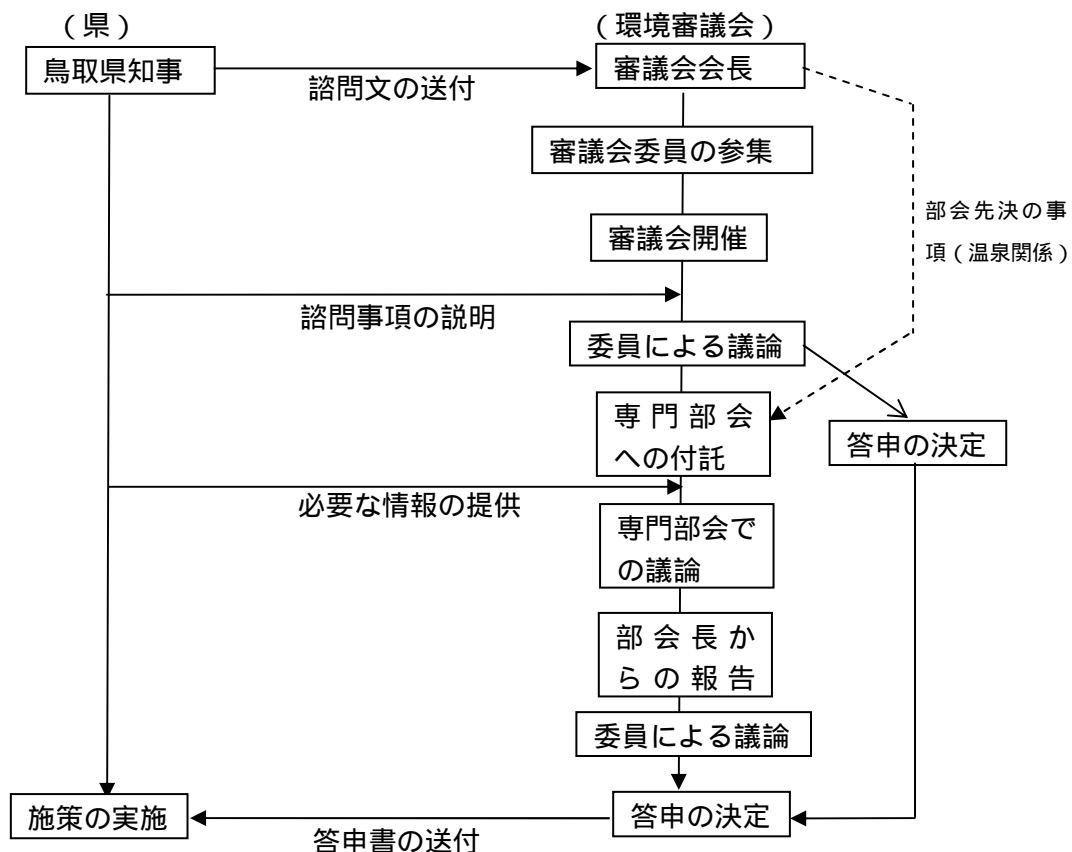


## 鳥取県環境審議会について

### 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年 1 0 月、鳥取県条例第 1 9 号）第 2 7 条に基づく県の附属機関。
- ・3 0 名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。（任期は 2 年間）

### 1 審議会手続きの流れ



### 2 委員の専門分野

分野	企画政策	大気・水質	廃棄物	自然保護	温泉	鳥獣
専門家 学識経験者	環境政策	持続的発展論	廃棄物・経済	生態系	微量金属・分析化学	脊椎動物
	水循環 廃棄物循環	大気環境	環境適合設計・リサイクル	無脊椎動物	水環境	自然触合い
		植物生理		水生植物	地形・地質	
				陸生生物	温泉行政	
関係業界代表	廃棄物	農業	商工	林業	観光業	狩猟
県民代表	行政	市民活動	環境活動			自然利用活動
	環境教育実践		リサイクル実践			野鳥保護

# 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成 8 年 10 月 8 日  
鳥取県条例第 19 号

## 第 4 章 鳥取県環境審議会 (設置)

第 27 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 1 項及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 2 項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

## (組織)

第 28 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

## (任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (特別委員)

第 30 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第 31 条 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 32 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第 33 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会の運営について準用する。

## (幹事)

第 34 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べるができる。

## (庶務)

第 35 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

## (雑則)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取県環境審議会運営要領

平成20年5月26日  
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 大気・水質部会
- 三 廃棄物・リサイクル部会
- 四 自然保護部会
- 五 温泉部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適当な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び公園自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

(別表)

## 部会の所掌事務について

### 鳥取県環境審議会(全体会)

環境基本計画の策定・変更に関すること。  
環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策  
の実施状況(環境白書)に関すること。  
環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

#### 企画政策部会

環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況  
(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。  
環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。  
その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討  
に関すること。

#### 大気・水質部会

水質汚濁防止法に規定された審議会の事務  
・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議  
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務  
・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。  
鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務  
・規則の制定又は改廃の立案に関すること。  
その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関  
すること。

#### 廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務  
・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。  
その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

#### 自然保護部会

自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務  
・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。  
・県立自然公園の指定・解除等に関すること。  
その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

#### 温泉部会

温泉法に規定された審議会の事務  
・温泉の掘さく・増掘又は動力装置の許可等に関すること。  
・温泉採取の制限処分等に関すること。  
その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

#### 鳥獣部会

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の  
事務  
・鳥獣保護事業計画の策定・変更等に関すること。  
・鳥獣保護区の指定等に関すること。  
その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例: 印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例: 印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例: 印)

## 所 属 部 会(案)

専門分野	現委員名	所属・職名	所属部会(案)						
			企画政策	大気・水質	廃棄物・リサイクル	自然保護	温泉	鳥獣	
専 門 家	大気環境	岡崎 誠	鳥取環境大学副学長 環境政策経営学科						
	無脊椎動物	鶴崎 展巨	鳥取大学地域学部教授 地域環境学科						
	水環境	榎谷 治	鳥取大学教授 大学院工学研究科						
	地形・地質	矢野 孝雄	鳥取大学地域学部教授 地域環境学科						
	保健学	田中 俊行	鳥取大学医学部准教授 保健学科						
	生態系	日置 佳之	鳥取大学農学部教授 生物資源環境学科						
	廃棄物工学	近藤 康雄	鳥取大学准教授 大学院工学研究科						
	廃棄物・経済	石川 真澄	鳥取環境大学准教授 環境政策経営学科						
	経 済	西村 教子	鳥取環境大学准教授 環境政策経営学科						
	公害全般	増田 貴則	鳥取大学准教授 大学院工学研究科						
	脊椎動物	高島 一昭	(財)鳥取県動物臨床 医学研究所 所長						
	水生植物	一澤 麻子	元小田原女子短期大学 非常勤講師						
	環境政策	金子 弘道	鳥取環境大学教授 環境政策経営学科						
	植物生理	岡 真理子	鳥取大学農学部講師 生物資源環境学科						
	関 係 業 界 代 表	陸生植物	藤原 文子	鳥取県西部希少野生植物保 全調査研究会					
自然触れ合い		林 桂子	セレン環境教育事務所 代表						
温 泉		橋本 賢生	鳥取県理美容高等専修学校 講師						
林業		坂本 トヨ子	(株)サカモト 代表取締役						
農業		平木 ひとみ	鳥取ずいせん生産組合 代表						
廃棄物		岡崎 博紀	(有)赤碓清掃 専務取締役						
県 民 代 表	温泉	岩崎 元孝	鳥取県旅館ホテル生活 衛生同業組合副理事長						
	商 工	朝山 規子	(株)イルカレッジ 代表取締役						
	狩猟	柴垣 信司	(社)鳥取県猟友会 副会長						
	市町村	松本 昭夫	北栄町長						
	環境活動	外池 美代子	東部消費生活モニター協議会 会長						
	環境教育実践	岸本 康子	NPOアービーとっとり 代表						
	野鳥保護	福田 紀生	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部長						
市民活動	会見 祐子	鳥取県連合婦人会 常任委員							
リサイクル実践	山本ルリコ	NPOエコママとっとり 代表							
自然利用活動	熊谷 京子	森のようちえんまるたんぼう 園長							

の委員は、部会長